

主な指標・データ等

1 過疎地域は、全国の1割足らずの人口で、広大な国土の過半を支えている。

- 過疎地域の面積 国土の54.1%
- 過疎地域の人口 総人口の8.4%

2 過疎地域は、過疎地域に多く存在する農地・森林の適切な維持・管理を通じ、下流域における災害防止などの国土保全、安心・安全な食糧供給、二酸化炭素の吸収といった公益的な役割を果たしている。

- 過疎地域の面積は全国の54.1%だが、林野面積では全国の63.7%にもものぼる。
- 過疎地域の森林の吸収する二酸化炭素量(推計)は単年平均約5,000万トン【京都議定書の削減目標は、1990年比マイナス6%(7400万トン)】
- 都市圏での米消費量は年約360万トンだが、収穫量はその4割に満たず、地方での生産に依存。

3 過疎地域をはじめとする地方は、水や電気の供給、廃棄物の処理等を通じて、都市部の社会経済活動を支えている。

- 都市用水の97%は河川水・地下水。過疎地域等、地方の森林・農地等が適切に管理されることにより、水源を涵養。
- 地方圏は許可出力の66.3%を担っている。
- 首都圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)の埋立てゴミの約12%は、地方圏での最終処分(埋め立て)に依存。

4 過疎地域の豊かな自然環境や景観、独自の文化や歴史は、都市部では失われた自然景観やアメニティを提供し、安らぎや安心をもたらしている

- 内閣府の世論調査では、我が国の美しさとは、「自然(例えば、山、森、海、四季のある自然など)である」と考える人が8割。
- 過疎市町村数は全国の4割であるが、「日本の棚田百選」の約70%、「水源の森百選」の約55%、重要無形民俗文化財の55%が過疎地域に存在。

5 過疎地域は、自然環境や景観などにめぐまれた中での生活や教育、移住・交流を求める都市住民のニーズに応える場としての機能を果たしている。

- 総務省や内閣府の調査では、都市住民のおよそ3割以上で、交流居住へのニーズがある。
- 内閣府調査では、20歳代でもおよそ3割に「二地域居住への願望」や「定住への願望」がある。
- 総務省・文科省・農水省により「子ども農山漁村交流プロジェクト~120万人・自然の中での体験活動の推進」(平成19年8月)立ち上げ

6 その他

(参考) 「国土形成計画(全国計画)に関する報告」(抜粋)

(平成19年12月12日 第11回国土審議会における同審議会計画部会からの報告)

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題

第3節 国土をめぐる状況

(3) 人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性

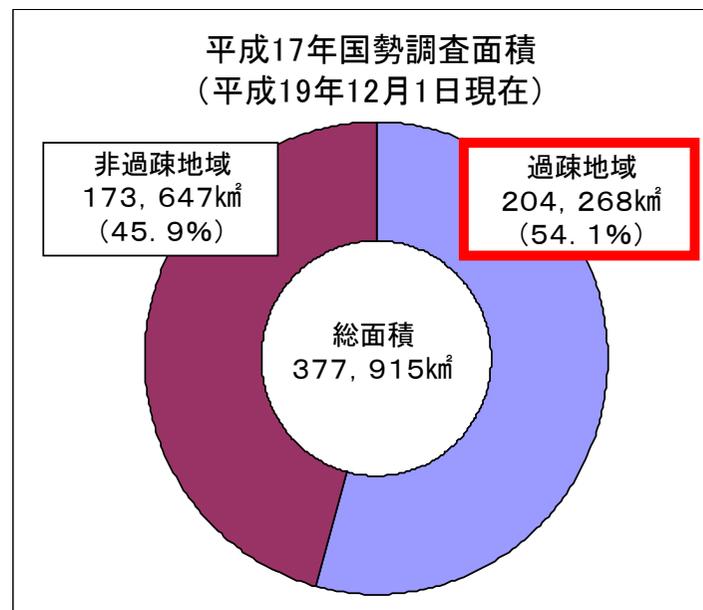
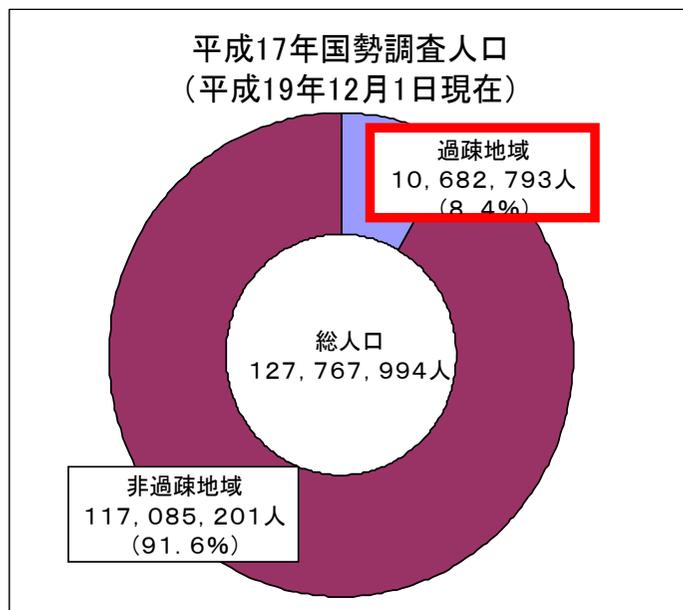
大都市圏と地方圏、都市と農山漁村等の地域は、それぞれに特色のある人材の育成、歴史と文化の継承、知と財の生産、国土保全、資源・食料供給、美しい自然環境・景観の保全等の様々な機能を担いつつ、相互に補完・依存することで支えられていることに留意し、各地域が国土全体に果たす役割についての理解とその維持強化を進める必要がある。このような取組を通じて、美しい田園風景、快適で安全な都市、深みのある文化、歴史や伝統に根ざした地域の暮らし、快適で信頼のおける交通サービスなど、我が国の国土が本来持っている魅力を世界に対してアピールし、誰もが住んでみたい、訪れてみたいと思う、いわば、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を形成することを目指すことが求められる。

第2章 新時代の国土構造の構築

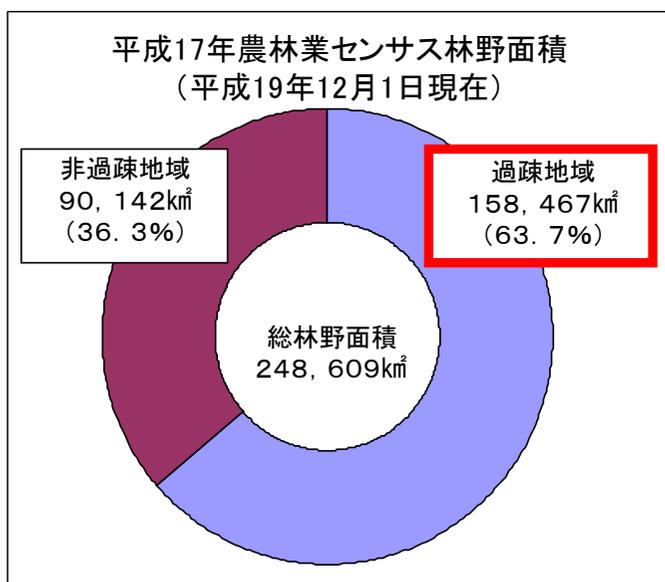
第1節 新しい国土像

また、山紫水明の景色や都市のにぎわいなど互いに異なる特色を持つ地域が、それぞれの魅力を発揮するとともに、相互に補い合って共生し、重層的に国土を形成するという地域間の互惠関係を維持発展させつつ、良好な自然環境や美しい景観の形成、安全かつ快適でゆとりある生活空間の形成、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進等を図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を形成していく。

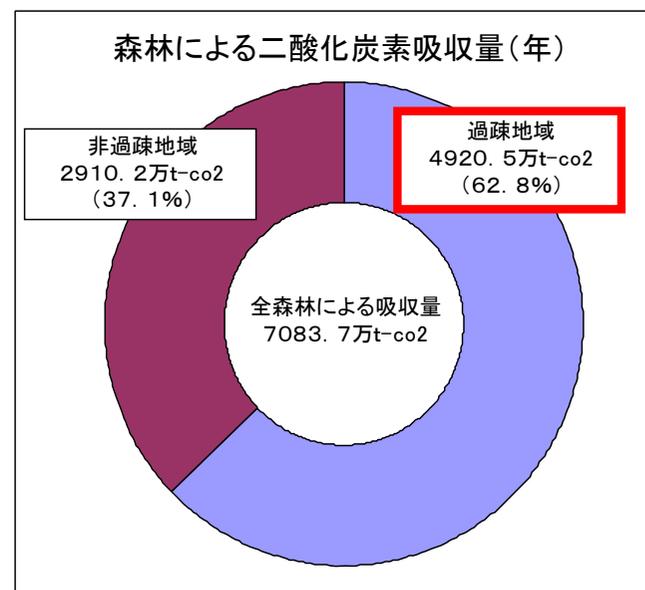
過疎地域は、全国の8.4%に過ぎない人口で、広大な国土の過半（54.1%）を支える



過疎地域の森林は全国の63.7%を占める



過疎地域は森林による二酸化炭素吸収量の63%を担う



※備考
 ①農業センサスによる過疎地域の森林蓄量を元に、過疎地域の森林が吸収する二酸化炭素量を推計
 ②過疎地域は平成19年4月1日時点(738市町村)である。
 ③33条2項市町村のうち、2005年農林業センサスで区域単位のデータが取得できなかった市町村については非過疎地域に含めた。

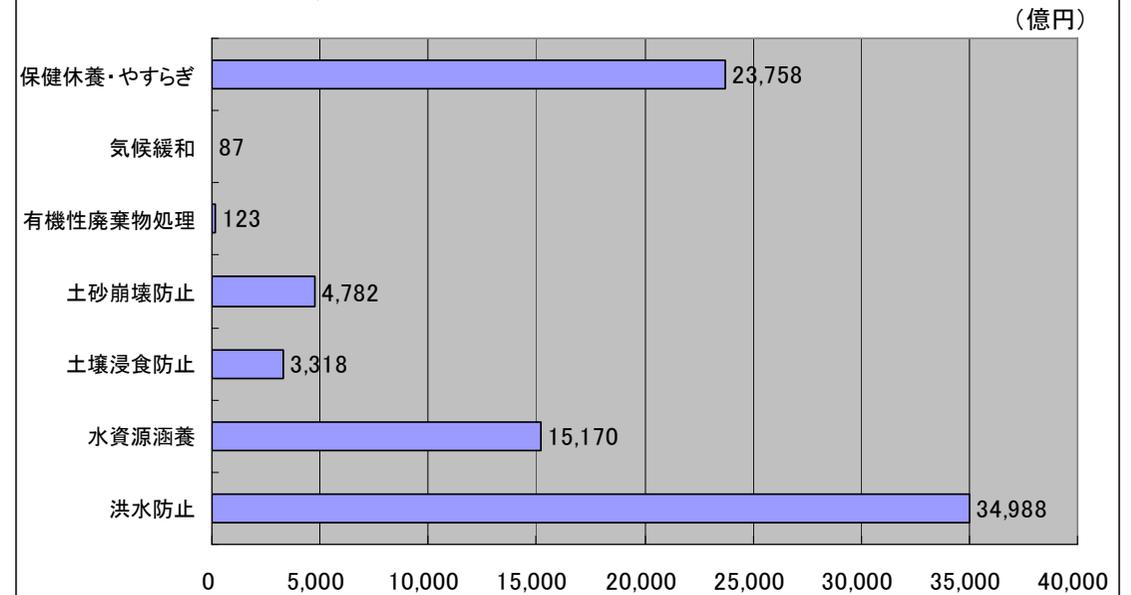
食糧供給、環境保全、地域社会の形成維持に農業が貢献

(平成13年11月日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価」)

農業の多面的機能

- 1 持続的食料供給が国民に与える将来に対する安心
- 2 農業的土地利用が物質循環系を補完することによる環境への貢献
 - 1) 農業による物質循環系の形成
 - (1) 水循環の制御による地域社会への貢献
洪水防止、土砂崩壊防止、土壌侵食(流出)防止、
河川流況の安定、地下水涵養
 - (2) 環境への負荷の除去・緩和
水質浄化、有機性廃棄物分解、大気調節、
(大気浄化 気候緩和など) 資源の過剰な集積・収奪防止
 - 2) 二次的(人工の)自然の形成・維持
 - (1) 新たな生態系としての生物多様性の保全等
生物生態系保全、遺伝資源保全、野生動物保護
 - (2) 土地空間の保全
優良農地の動態保全、みどり空間の提供、日本の原風景の保全、
人工的自然景観の形成
- 3 生産・生活空間の一体性と地域社会の形成・維持
 - 1) 地域社会・文化の形成・維持
 - (1) 地域社会の振興
 - (2) 伝統文化の保存
 - 2) 都市的緊張の緩和
 - (1) 人間性の回復
 - (2) 体験学習と教育

農業の多面的機能の貨幣評価



国土保全、水源涵養等の維持に森林が貢献

(平成13年11月日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価」)

森林の多面的機能

1 生物多様性保全

遺伝子保全、生物種保全、生態系保全

2 地球環境保全

地球温暖化の緩和(二酸化炭素吸収、化石燃料代替エネルギー)、
地球の気候の安定

3 土砂災害防止/土壌保全

表面侵食防止、表層崩壊防止、その他土砂災害防止、
雪崩防止、防風、防雪

4 水源涵養

洪水緩和、水資源貯留、水量調節、水質浄化

5 快適環境形成

気候緩和、大気浄化、快適生活環境形成(騒音防止 アメニティー)

6 保健・レクリエーション

療養、保養(休養 散策 森林浴)、行楽、スポーツ

7 文化

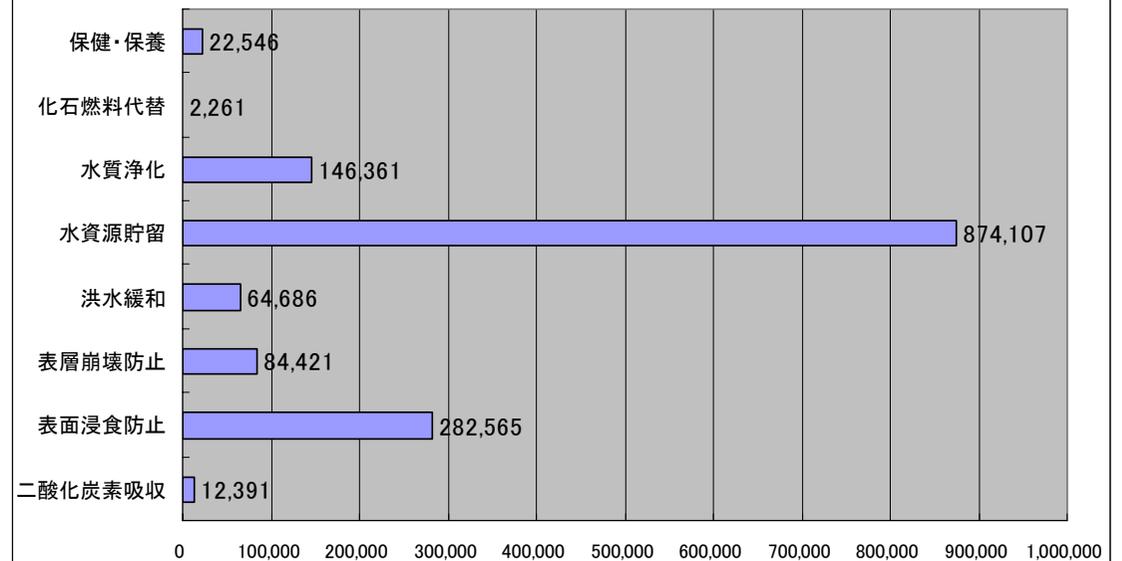
景観・風致、学習・教育(生産・労働体験の場 自然認識・自然とのふれあいの場)、芸術、宗教・祭礼、伝統文化、地域の多様性維持

8 物質生産

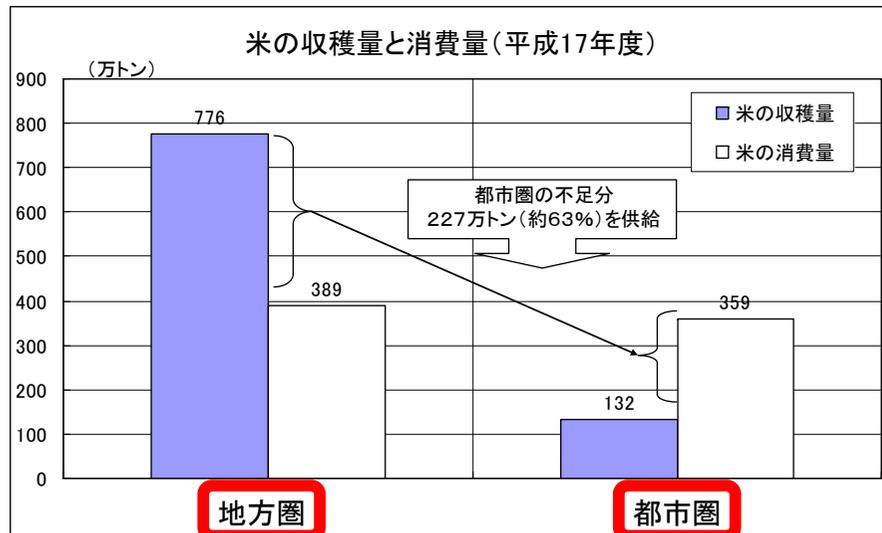
木材、食料、工業原料、工芸材料

森林の多面的機能の貨幣評価

(億円)

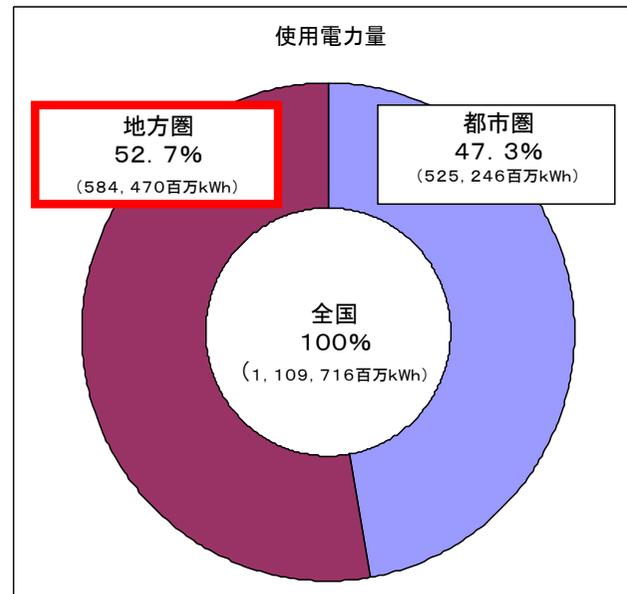
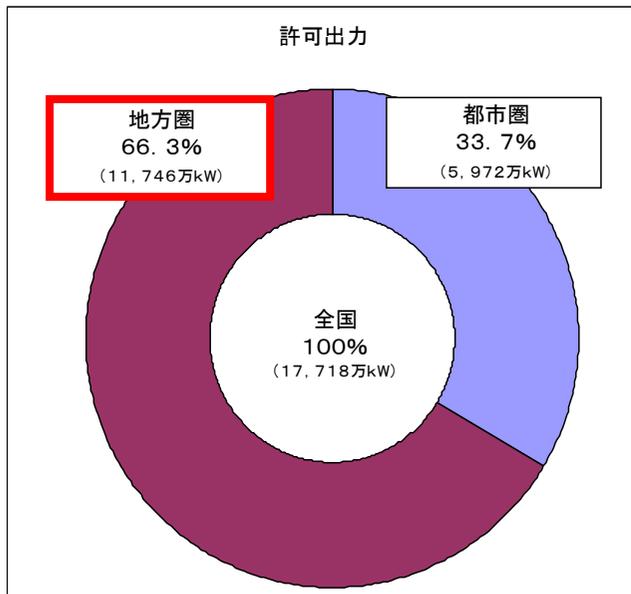


地方は、都市へ米などの食糧を供給する機能を担う



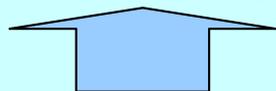
- ※備考
- ①水陸稲収穫量は、作物統計(普通作物・飼料作物・工芸農作物)平成17年(農林水産省)による。
 - ②米消費量は、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会(平成18年7月31日)資料の平成17年度都道府県別1人当たり精米消費量(資料:米の消費動向等調査)を元に、都道府県別米消費量=都道府県別1人当たり消費量(g)×平成17年国勢調査人口×12ヶ月として算出した。
 - ③都市圏は、首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)、中部圏(愛知県、岐阜県、三重県)の計とした。
 - ④地方圏は、都市圏以外の道県の計とした。

地方圏は、都市圏の電力を供給する機能を担う



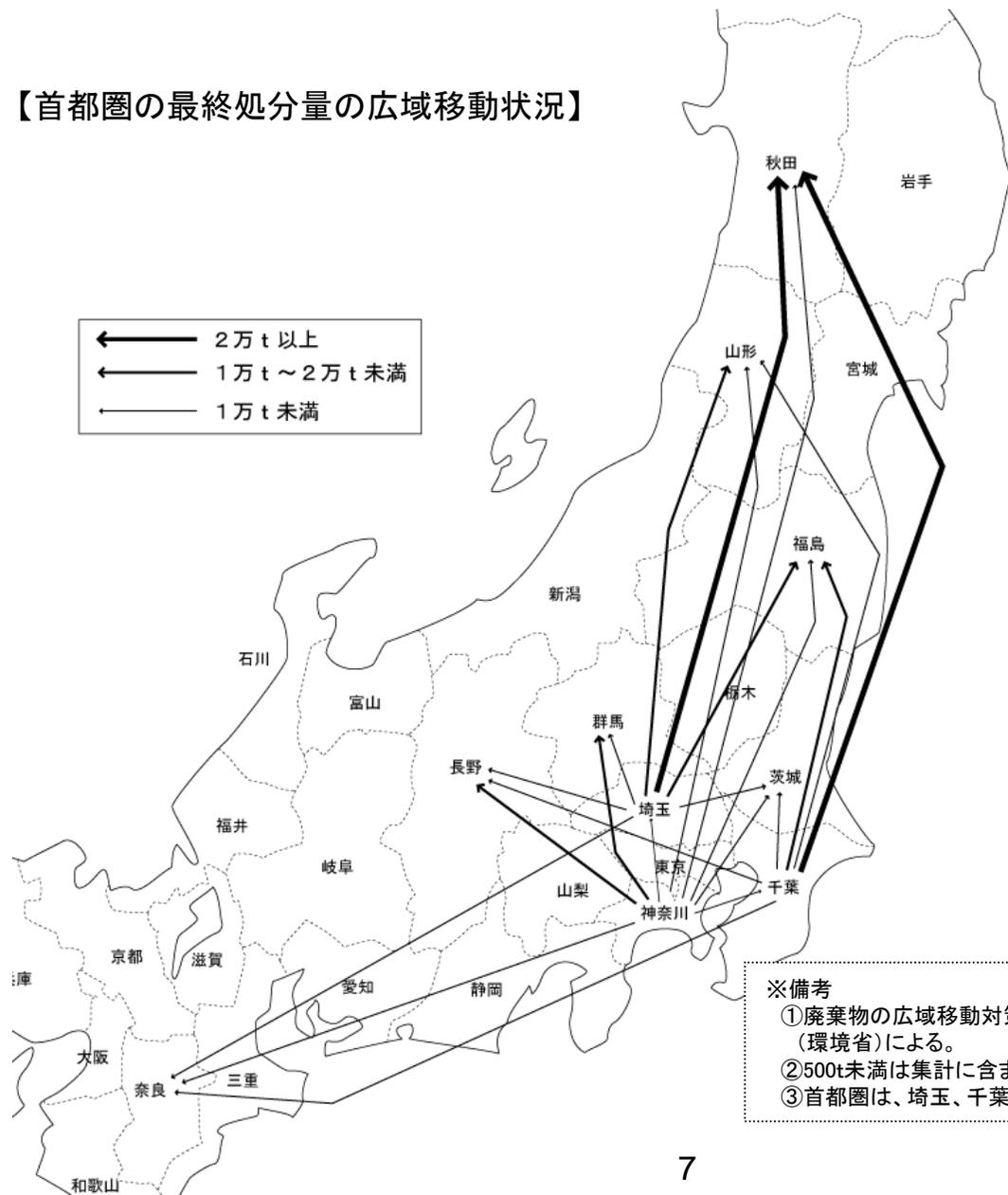
- ※備考
- ①許可出力は、「火力・原子力発電所設備要覧」平成13年度改訂版(社団法人火力原子力発電技術協会)による。
 - ②使用電力量は「都道府県別エネルギー消費統計(2004年)」による。
 - ③都市圏は、首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)、中部圏(愛知県、岐阜県、三重県)の計とした。
 - ④地方圏は、都市圏以外の道県の計とした。

地方は、廃棄物処理の面などで都市圏の社会経済活動を支える



首都圏で排出される一般廃棄物で最終処分（埋め立て）されるものは 1,731千t
うち、208千t（約12%）は広域移動し、地方圏で処理

【首都圏の最終処分量の広域移動状況】



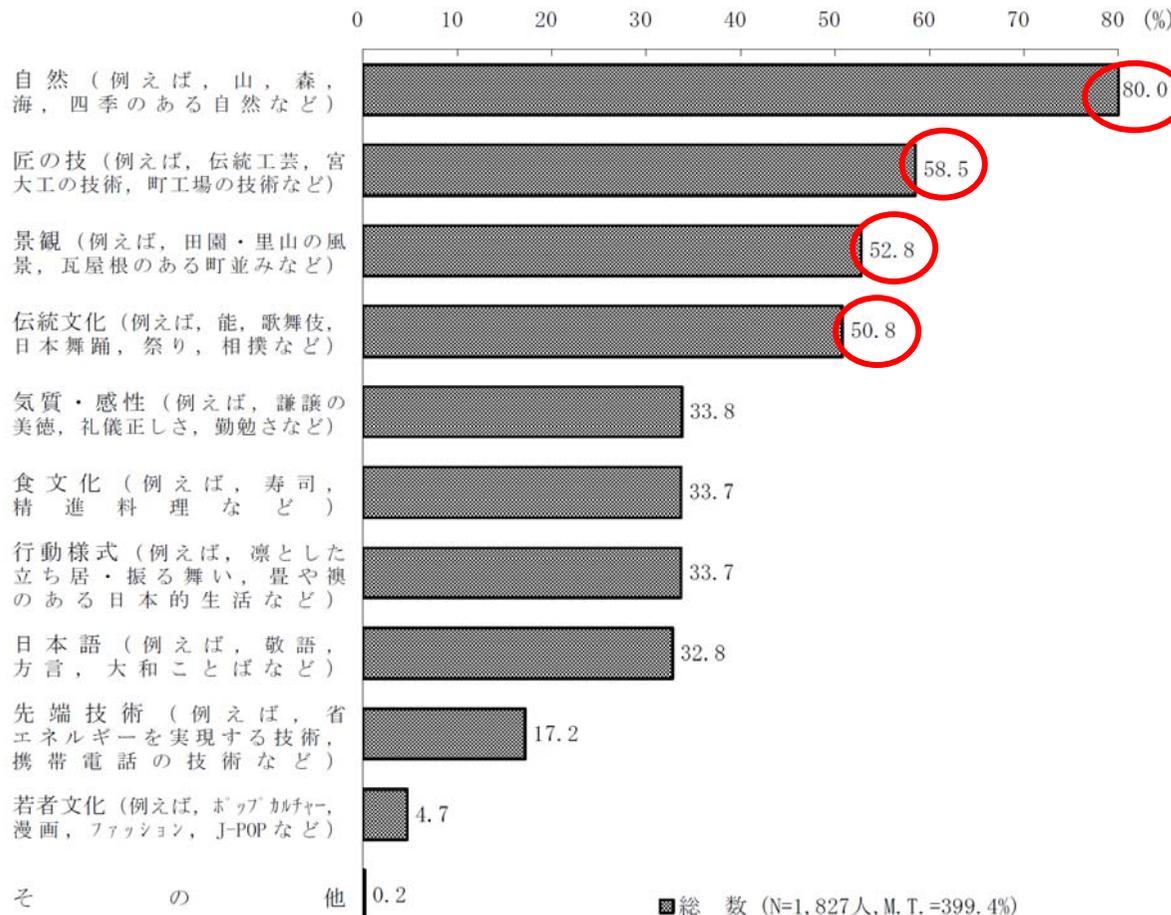
※備考
①廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省）による。
②500t未満は集計に含まれていない。
③首都圏は、埼玉、千葉、東京、神奈川の区域である。

過疎地域の豊かな自然環境や景観、独自の文化や歴史は、都市部で失われた自然景観やアメニティを提供し、「多様性に富んだ国土」、「美しく風格ある国土」の実現に寄与

日本の「美しさ」とは何か、世論調査によれば、

自然（例えば山，森，海，四季のある自然など）	80.0%
匠の技（例えば，伝統工芸，宮大工の技術，町工場の技術など）	58.5%
景観（例えば，田園・里山の風景，瓦屋根のある町並みなど）	52.8%
伝統文化（例えば，能，歌舞伎，日本舞踊，祭り，相撲など）	50.8%

となっており、過疎地域に多く存するものに対する回答が多い。



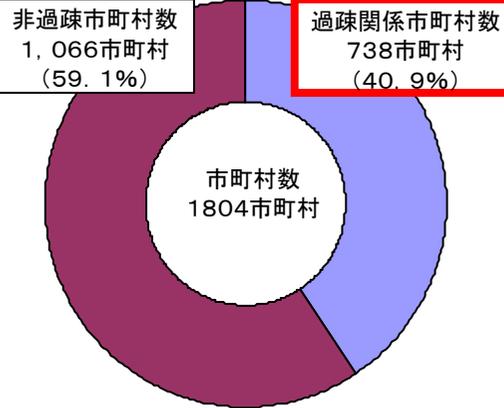
（現行過疎法の考え方）

『国土の中に経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並んで、多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域が存在し、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国となることを目指して「美しく風格ある国土」という表現が用いられた』

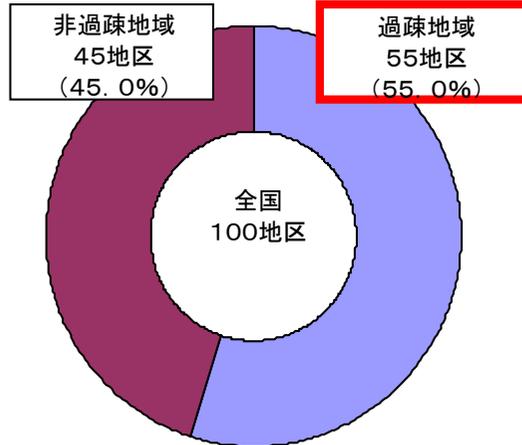
（「逐条解説 過疎地域自立促進特別措置法」より）

水源の森、棚田、重要無形文化財など多くの財産が過疎地域に存在

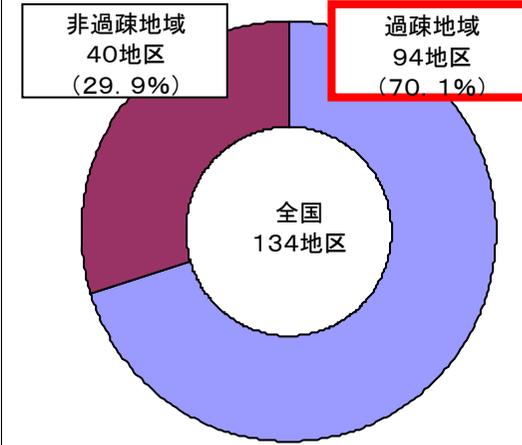
過疎関係市町村の割合
(平成19年4月1日)



水源の森百選選定地区を
有する市町村数



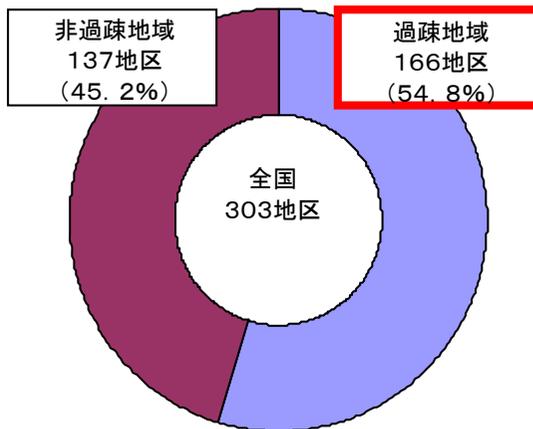
日本の棚田百選選定地区を
有する市町村数



※備考 ①「水源の森百選」は林野庁HPによる。
②ひとつの市町村に複数の「水源の森」がある場合は、市町村数は「1」とした。また、ひとつの「水源の森」が複数の市町村にまたがる場合は、市町村数には関係する全ての市町村を含めた。

※備考 ①「日本の棚田百選」は平成11年農林水産省が認定した134地区(117市町村)による。
②資料は(社)農村環境整備センターHPより。

重要無形民俗文化財を
有する市町村数

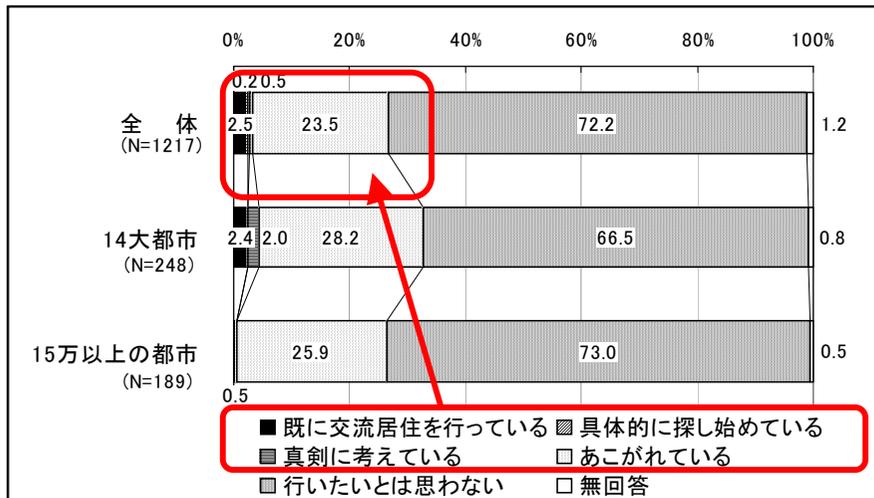


※備考 ①「重要無形民俗文化財」は文化庁指定による。
②資料は「国指定文化財等データベース(文化庁)」より。
③重要無形民俗文化財の指定件数は平成19年8月31日現在、全国で252件であるが、集計値は「国指定文化財等データベース」に登録された重要無形民俗文化財(250件)で集計した。
④市町村数は、各文化財に関係する市町村として上記データベースに記載されていた市町村の合計であり、指定件数とは異なる。
また、津軽海峡周辺地域、上総地方、東京都など特定の市町村に存するものでないものは集計から除いている。

環境にめぐまれた過疎地域は、地方での生活を望む都市住民のニーズをも満たす存在

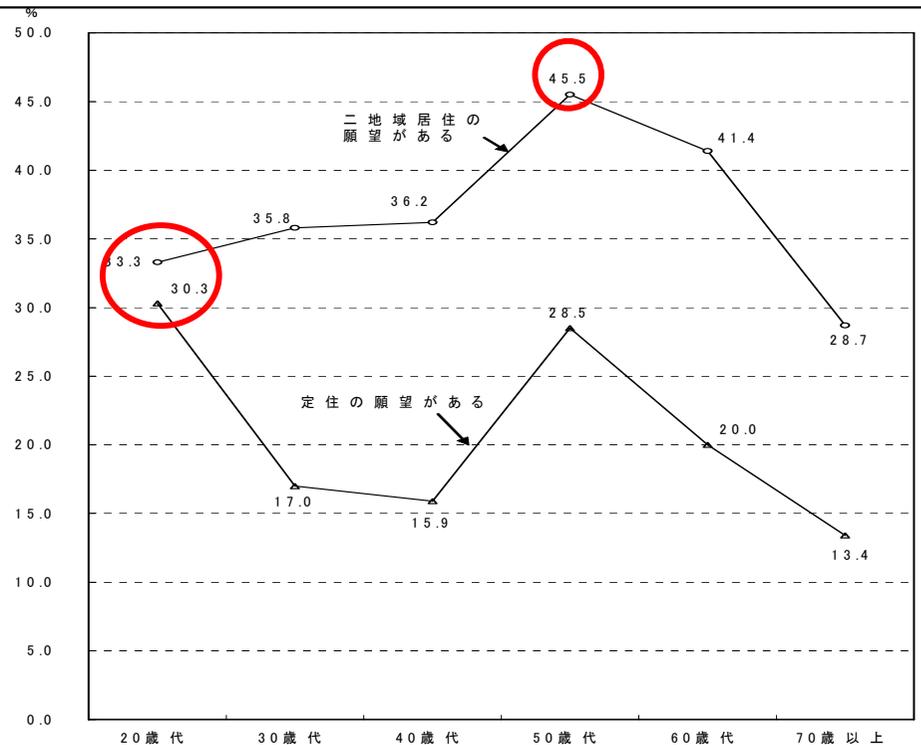
都市住民のうち地方への移住や交流に興味を持っている人は全体の約3割
特に、50歳代の関心が顕著。20歳代でも高い関心

交流居住に関する都市住民の意識



※備考 ①総務省「過疎地域における交流居住にむけたニーズ分析に関する調査」(平成16年度)による。

都市と農山漁村の共生・対流に関する意識調査(年代別男女計)



(注) 二地域居住、定住の希望は「都市地域」に居住しているとする者975人に聞いたもの。

※備考 ①内閣府政府広報室「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(平成17年11月調査)による。